

平成24年度 第2回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1. **日時**：平成25年3月14日（木） 10:00～11:40
2. **場所**：本庁舎5階第1委員会室
3. **出席者等**：
 - (1) **出席委員**：15名：朝日委員、星野委員、松田委員、深代委員、島袋委員、三上委員、吉田委員、高野委員、小柳委員、庄司委員、阿保委員、笹川委員、赤根委員、並木委員、田中委員
 - (2) **欠席委員**：5名：加藤委員、宝満委員、田口委員、久世委員、宮下委員
 - (3) **事務局**：竹内福祉部副部長兼高齢介護課長、新木田子ども家庭部副部長兼子育て支援課長、高橋障害福祉課長、藤城障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、山元自立支援担当副主幹、山田自立支援担当主査、角屋自立支援担当主査、小西障害福祉推進係副主査、土屋障害福祉推進係主事、川俣障害福祉推進係主事
4. **傍聴者**：5名
5. **次第**
 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 報告
 4. その他 5. 閉会≪ 4. 報告 ≫
 - (1) 「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響について
 - (2) その他
6. **会議資料**
 - ・ 会議次第
 - ・ 「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響について
 - ・ 越谷市児童発達支援センター 施設の概要
 - ・ 越谷市障害者就労訓練事業チラシ
 - ・ 第2期越谷市障がい福祉計画
 - ・ 第3期越谷市障がい福祉計画

【議事内容】

1. 開会

司 会： それでは、平成24年度第2回越谷市障害者施策推進協議会を開会させていただきます。はじめに、本日ご欠席の方をご報告させていただきます。加藤秋雄委員、田口博委員、宝満宏至委員、久世智照委員、宮下昭宣委員から、ご都合によりご欠席の旨、ご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

次に、私ども事務局の職員等についてですが、お手元に氏名等の一覧資料と席次表をお配りいたしておりますので、大変恐縮ではございますが、それらをもって個々の紹介に代えさせていただければと思います。

それでは、朝日会長にごあいさつをお願いいたします。

2. 会長あいさつ

会 長： 皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい中、施策推進協議会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

この協議会は、障害福祉サービスのみならず、障がい者施策全体につきまして、委員の皆様方のお知恵を拝借して、越谷市における障がい者施策の充実を図っていくという趣旨でございますが、とりわけ、この4月1日からの障害者総合支援法が施行前夜ということで、大きくは自立支援法の枠組みを継続しながら、制度改革推進会議の検討による総合福祉法の骨格提言というところとのすり合わせからすると、なかなかそのあたりを十分に反映していないというようところが指摘されているところでございます。

しかしながら一地域においては、その制度の変革というものを踏まえながらも、やはりこの地域においてなにが重要かというところを中心に議論していくことが、結果として制度そのものを改善していく、あるいは適正な運用をしていくための前提になろうかと思っておりますので、限られた時間ではございますが、本日もこの協議会におきまして、皆様方からの忌憚のないご意見、ご発言を頂戴できればと思います。簡単ですが、開会にあたりまして一言あいさつをさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。次に、本日の資料等の確認をさせていただきます。委員の皆様には、事前に、本日の次第、障害者総合支援法の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響についての資料をお配りさせていただいております。なお、次第にて一部修

正がございましたので、本日修正したものを再度お配りさせていただいております。また、本日、資料の一部といたしまして事務局職員等一覧、席次表、越谷市児童発達支援センター 施設の概要、越谷市障害者就労訓練事業チラシ、第3次越谷市障がい者計画、第3期越谷市障がい福祉計画をお配りさせていただいております。不足等ございますでしょうか。

委員： 資料確認

司会： それでは、これより議事に入りたいと存じますが、議事進行につきましては、条例第4条第3項の規定により、会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

3. 報告

議長： それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行ができますよう皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、皆様にご承諾いただきたいことがございます。会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、あらかじめ皆様のご了解をいただきたいと存じます。

また、本協議会の傍聴につきましては、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づき、平成18年度の本協議会設置当初の会議において、委員の皆様にご審議いただき、会議を公開とし、傍聴についての遵守事項を定めてございます。これを踏襲し、進めてまいりたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

委員： 了承

議長： ありがとうございます。それでは、本日の会議の傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。傍聴者の入室をお願いいたします。

なお、傍聴者の皆様には、本協議会が定めた傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日の協議会は、「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響についての報告と、その他ということで予定されております。では1番目の報告事項につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【報告事項】 「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響について

事務局： 《資料に基づき説明》

・「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響について

議長： ありがとうございます。報告のタイトルが影響についてということで、影響と言うと悪いようなイメージがあるかも知れませんが、要は法律が新しく施行されることに伴って、私達が協議の対象としております、障がい者計画と障がい福祉計画にどのような変化が生じるのかということを確認したいという趣旨だと思います。

事務局からお話がありましたように、障がい者計画と障がい福祉計画にどのような点を盛り込んでいかなければいけないかということになります。大きく今年4月から施行されるものと、26年の4月1日から施行されるものがあります。A3の資料で網掛けしてあるところ、これが26年の4月1日からで、おそらく今年度中に国もさらに協議を進めて具体的な方向性を示すということでございます。25年4月1日からは待たないです。こちらについては早急に対応していくと、このようにご理解いただくとよいと思います。余計な説明を加えてしまいましたが、ただ今の事務局からの説明に対しまして、委員の皆様方から質問やご意見をいただきたいと思います。どの部分でも結構でございますのでいかがでしょうか。お願いします。

委員： 質問です。障がい者の範囲ということで、「制度の谷間」という言葉が出てきたのですが、難病を加えることによって谷間がすべて救われるのでしょうか、それとも何かほかに積み残しがあるのかお尋ねします。よろしくをお願いします。

議長： はい、ありがとうございます。他に関連するご質問はございますか。よろしいですか。では事務局からご説明お願いしてよろしいですか。

事務局： はい。この「制度の谷間」という言葉ですが、前々から法改正にあたって厚生労働省から使われてきた表現です。今回この難病患者について、「制度の谷間」と表現されているというのは、私見も入るのかもしれませんが、例えば難病患者は症状が重いとき、軽いとき、あるいは進行の度合いによって身体障害者手帳の取得が難しいということがよく言われております。難病を患っていることによる生活に対しての不便さは、それぞれ異なるところもあるかと思います。そこを福祉施策の中で生活の利便性を高める、そういうところでフォローしていくということが今回の法律の改正の趣旨かと考えております。ただ、この「制度の谷間」の中で、そこだけが谷間なのかと言われれば、幅広いそれぞれの困りごとはあると思いますので、まずは谷を一つ埋めるような、そのようなものと考えております。

議長： よろしいでしょうか。もともとこの「制度の谷間」という表現は、例えば発達障がい、それから難病、高次脳機能障がいといったところでよく指摘されてきた表現で、発達障がいについては障害者基本法と今の障害者自立支援法いわゆるつなぎ法においても、精神障がいの中に含まれるということが明記されたことで、「制度の谷間」を埋めていこうという動きがありました。難病も今ご説明いただいたとおり、全部が対象ではありませんので、そういう意味では、「制度の谷間」、を埋めるべくというところで、これによってすべて谷間が埋まるということではなく、その方向性を示していると捉えていただくのが一般的ではないかと私も思います。よろしいでしょうか。さらにいかがでしょうか。

委員： まずこの計画への影響ということで説明ありました。同時に、さらっと説明された中で、計画期間ということで、次の計画をどうするかについてもお話があったようなことと思います。もし事務局から丁寧に説明するのであれば別の議事でいいのかもしれませんが、そうでなければ今これもひとつの議題となるのかと思います。

議長： 具体的には例えば、平成25年4月1日から、今まさに話題になりました、難病等が加わります。障がい福祉計画では、当然難病患者の方が対象者に追加されるので、必要見込量について検証が必要となります。今この時点でその検証をするというのは難しいかもしれませんが、次の第4期の計画策定の時にではなくて、来年度、難病患者の方がどれくらい総合支援法に基づくサービスを利用されるかというところを検証しなければいけないということなので、今おっしゃったのはその対応等だと思いますので、そのあたりも少し丁寧にご説明いただいてよろしいですか。

委員： 簡単に申し上げますと、どのタイミングで何をどうきりかえるかというのは非常に重要な問題であるので、きちんと皆様の合意を得ていたほうがよいということでございます。

議長： よろしいですか。では事務局からご説明いただいてよろしいでしょうか。

事務局： それでは、計画の期間と、法改正を踏まえまして、どのようなタイミングで計画の策定を行っていくかということについてご説明させていただきます。ご参照いただきたいのが、先ほどもご確認いただきましたが、表面の中程に矢印が記載されている資料の裏面です。そちらに障がい者計画、障がい福祉計画と関連する計画の計画期間が記載されております。上から3番目の第3次越谷市障がい者計画という箇

所がございます。こちらにつきましては、平成23年度から27年度を計画期間としております。法改正を踏まえた次の計画の策定につきましては、主に平成27年度に策定の作業を、協議会で意見を伺いながら行っていくということを考えております。法改正ですとか、それに伴う当事者の方や障がい者団体へのアンケート等の作業は時間がかかるものがございますので、26年度の中盤から検討していくということを考えております。ですので、26年度の協議会の中では、例えば障がい者の方へのアンケートの内容等を、皆様にご意見をいただくことになるかと、今の段階では考えております。

続きまして、障がい福祉計画についてでございます。これにつきましては、今の計画が第3期障がい福祉計画で、期間が24年度から26年度となっております。今年度からの計画で、昨年度協議会の皆様の意見を聴取させていただきながら策定した計画です。こちらにつきましては、先ほども説明の中で少しお話させていただいたのですが、第3期の計画が策定されたばかりであるということを踏まえ、27年度の第4期計画から反映させていくことが国から方針として示されておりますので、27年度からの計画に今回の法改正の内容を反映させていきたいと考えております。こちらも障がい者計画と同様アンケート等で意見を聴取しなければいけないということがありますので、25年度の中頃から準備を進め、この協議会でもご意見を賜りながら、策定を進めていくということを考えております。以上でございます。

議長： ありがとうございます。よろしいですか。そうしますと、例えば25年4月1日からかわることについては、障がい福祉計画そのものは修正を加えないで、実際のサービス量の見込み等について実効上その確認をしながら検証をしていくということで、公式には27年度からの第4期の障がい福祉計画の中にきちんと入れていくということでよろしいですか。

事務局： 補足の説明ですが、第3期越谷市障がい福祉計画を策定した際に、法改正の概要、大枠が見えない中での作業でしたので、3ページの上のほうに網掛けの部分で「ただし、新法が25年4月から施行される予定となっているため、計画期間中に計画を見直すこととなります」という記載をさせていただいていたのですが、以前の支援費から自立支援法にかわるような大きな改正ではなくて、あくまでも引き継ぐような内容であり、前回の主管課長会議の説明の中でもこの計画につきましては、次期の計画から、新法へのプロセスを反映するようという考え方が示されましたので、現段階での見

直しは行わないこととします。議長のお話の途中ですが補足で説明をさせていただきます。失礼いたしました。

議長： ありがとうございます。計画そのものの数値をこの期間中に修正するということではなくて、実際に難病の方がサービスを利用されるわけですから、それに伴って実績がどのように変化したか等をきちんと検証していくという理解でよろしいでしょうか。その他、最初の報告につきまして何かございますか。はい、よろしく願いいたします。

委員： 勉強が浅いので誤解かもしれないのですが、A3の「障害者総合支援法」の施行に伴う障がい者計画・障がい福祉計画への影響についての表の一番下で、自立支援協議会の名称については変更しなくても支障がないと書かれていると思うのですが、総合支援法が施行されるのであれば、例えば総合支援協議会となるのではないのでしょうか。

議長： はい。ありがとうございます。関連する質問等ありますか。では事務局からご説明お願いしてよろしいですか。

事務局： 自立支援協議会につきましては、協議会というような名称にしたほうがよいのではないかとというのが今回の改正です。その協議会を設置しろというのが法の趣旨であってその名称につきましてはそれぞれの自治体で決定することができます。ただ、自立支援法が廃止されたと言いましても、ベースとなる部分は同じなのかと思えます。越谷市の自立支援協議会においてその名称を今回の法改正によって行うか否かについての議論には至っておりません。

議長： いかがでしょうか。

委員： 自立支援協議会が自ら決めるということですか。

議長： ここは自立支援協議会と施策推進協議会との関係をどのように整理するかということだと思っておりますが、今のお話ですと自立支援協議会の中で協議して、越谷の地域事情に応じて、総合支援協議会でもよいのかも知れませんが、それはいろいろなものがあると思えます。施策推進協議会としては協議会の名称をこうしなさいとは言えないと思えますので、ただご意見として例えば法の新たな基本理念に則した名称にしたほうがよいのではないかとか、あるいは自立支援協議会の自立支援ということは法が変わっても重要な事項なのでこのままでよいのではないかとか、このような意見を提出して事務局に投げかけるということはあってもよいと思えます。

委員： 当事者の会が決めるということはいいのですが、一意見として。

議長： さらにいかがでしょうか。

委員： 4番の障害支援区分の創設というところですが、こちらは施行が26年4月1日ということで、まだ期日があるかと思うので、具体的に決まっていなければそういうかたちでお話をいただければ結構かと思います。障害程度区分が決定される場所に、利用者の方と立ち合わせていただいたときに、利用者の方それぞれの実情を把握していただくことは、難しいという部分があると感じました。例えば知的障がいの方ですと、歩くこと、しゃべることはできるのですが、パニックがある、こだわりが強い等、ここで言う障がいの多様な特性という部分だと思うのですが、その辺りがなかなか反映されない部分だと感じました。今回障害支援区分になるということで、特性に応じてということと適切な配慮を行うということが書いてありますので、今の段階でどのような配慮を行う予定でいらっしゃるのかということと、もしまだ具体的に決まっていなければ今後検討していく中で適切な配慮と言う部分を是非お願いしたいと思っております。

議長： ありがとうございます。では事務局からはいかがでしょうか。

事務局： 今回の総合支援区分につきまして、適切な配慮、障がいの特性に対応したというところはそれぞれの市町村や県レベルの話ではなく、国レベルでの検討作業を今進めているところです。確かにおっしゃるとおり、知的障がい、精神障がいの区分が実情を反映していないのではないかという議論はありました。そこで、特記事項をいかに詳しく書いてそれを審査会に議題としてあげられるかというところが必要だということは障害福祉課のケースワーカーも十分に理解したうえで調査をさせていただいております。総合支援法の障害支援区分につきましては施行後3年を目途として障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方全体について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするということが法の附則で出ております。ただこれがすぐ来年再来年という話ではなくて長い目で見るとあるかと思いますが、現状の中で私たちが調査に伺う際にはそれぞれケースワーカーとしての自覚を持ってやっておりますのでそれぞれの障がいの特性に対応できるように努めてまいりたいと考えております。

議長： はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。せっかくなのでもし資料があれば越谷市の審査会での第一次判定と二次判定の変更率がどのくらいかわかりますか。現行では障害程度区分であり

ますので、機能、能力に着目したところで、お話があったようにお医者さんの意見書と特記事項を勘案のうえ、審査会で審査されているかと思うのですが、この新しい支援区分は支援の必要性に着目をするというところで、そういう意味では従来の程度区分での課題が解決されることが期待されていると。ただ支給決定そのものの全体像については少し時間をかけて3年間の中で検討していこうという国のスキームとなっております。すみません、議長からですが、今のご質問にお答えする一助としてあればお願いします。

事務局： 23年度の実績ですが、審査会にかけさせていただいた案件が325件ございました。その中で、一次判定から二次判定で判定が上がった方が18件です。ちなみに下がった方は0件でございます。

議長： 少ないですね。では割と一次判定の結果がそのまま最終判定になると、わかりました。一つのデータとして、ありがとうございました。ではその他よろしいでしょうか。それではこの件につきましては特に今後のサービス提供量の検証と、次の障がい者計画並びに障がい福祉計画を策定するうえで障害者総合支援法の進捗がたいへん影響してくるという認識の中で、現在の計画の実施状況について、25年度最初の協議会で拝見するということになりますので、計画の実施状況は制度改革の影響を踏まえたうえで検証していきたいということで皆様と確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございました。では報告事項のその次ということになります。(2)につきましてお願いしたいと思います。事務局からご説明よろしくをお願いします。

事務局： それでは、報告事項の2「その他」につきましてご報告いたします。こちらでは障害者虐待防止についてと、越谷市児童発達支援センターについてと越谷市就労訓練事業についての3点をご報告させていただきます。

事務局： 《障がい者虐待通報の状況について説明》

・個人情報を含むため資料はなし。

議長： ありがとうございます。続けてご説明いただいて、総括でどの部分でも結構ですので質問等いただくということでもよろしいでしょうか。では継続してご説明をお願いします。

事務局： 《資料に基づき説明》

・越谷市児童発達支援センター 施設の概要

議長： ありがとうございます。それではもう一点おねがしいたします。

事務局： 《資料に基づき説明》

・越谷市障害者就労訓練事業チラシ

議長： ありがとうございます。障がい者虐待防止、発達支援センター、障害者就労訓練事業ということでこの間の新しい取り組みを中心にご説明いただきました。どの部分でも結構でございますので、委員の皆様方からご質問、ご意見等いただきたいと思っております。児童発達支援センターは市の直営ということでよろしいですか。

委員： はい。

議長： 総合的に開発するとして位置付けられているしらこぼとは市が設置して運営を指定管理者に委ねているということでもよろしいですね。では、どの部分でも結構です。いかがでしょうか。

委員： 現在まで、あけぼの学園、みのり学園にボランティアが入っておりますが、この度一体化されることでボランティアの皆さんがどうするかということが問題になっておまして、あけぼの学園の方は地域的にも近いということで皆さん残られるということですが、みのり学園の方は住居と非常に離れてしまうということで、だいたい3分の1くらいの方が続けてできるのではないかとということです。ただ具体的な話し合いについては4月に行ってから方針を決めるということになっております。先日越谷市の広報にボランティアの募集を出していただきましたので、早速相談コーナーに来ていただいた方がいます。でも具体的な活動が決まっておきませんので、4月の話し合いの後にまたご連絡を差し上げるということでお待ちいただいております。以上です。

議長： はい、貴重な情報ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。お願いします。

委員： 障害者就労訓練事業について、市役所の中で初めて3つの課が一緒に動いて始まったというお話に間違いありません。市民活動支援課と、産業支援課と障害福祉課が垣根をとってというふうにお話聞いたのですが。

事務局： はい、そのとおりでございます。

委員： はい。ということで、障がい者ということだけとつても、障害福祉課だけに行くわけではないと思うので、是非今後とも幅広く課の垣根をとって横で連携して障がい者のためにという一步を、積極的に歩んで行っていただきたいとお願い申し上げます。以上です。

議長： はい。ご意見ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。どの部分でも結構です。

委員： 虐待防止法についてお尋ねしたいのですが、虐待した側の処遇、

ケア等はお考えなのでしょうか。

議長： ではよろしいですか。お願いします。

事務局： 今のご質問のとおり、虐待防止法は虐待した方を罰する法律ではなく、なぜ虐待が発生したかという原因をつきとめて、本人もそうですが養護者の支援もしていくというのが趣旨でございます。例えば何の福祉のサービスも使っておらず、自分だけで抱え、精神的にまいってしまったことによって虐待が発生したという内容であれば、当然そこに障害福祉サービスをいれて養護者の負担を軽減する等、虐待の解消に努めていくといった流れになります。養護者への支援も必ず必要になってくるということで認識いただければありがたいと思います。

議長： よろしいのでしょうか。法律の趣旨自体が養護者への支援を含めたものになっておりますので、そこをどのような組み立てでやるかは別として、対処の中には含まれているということですよ。他いかがでしょうか。はい、ではお願いします。

委員： 就労訓練事業は授産品の販売だと思うのですが、訓練事業ということで、清掃の訓練の事業はあるのでしょうか。

議長： その点についてはいかがでしょうか。

事務局： 今ご意見あったような障がい者の方の訓練で清掃業務というかたちでの訓練は実際行ってはおりません。清掃会社に入っていて、その方の中には障がいを持っている方もいるというのが現状だと思います。

議長： よろしいのでしょうか。私が知る限りでは、越谷市ではありませんが、就労移行支援事業等で訓練のひとつのメニューとして施設外へ出かけて行って訓練をするということは行っていると思います。この訓練事業は物品を中心とした展開で、しかしそれはあくまでも訓練であるというふうに位置付けているというところに特色があるのではないかと思います。

別の話になりますが、平成25年4月1日から施行される障害者優先調達推進法という法律があり、国や国の出先機関、地方自治体等が障がいのある方の事業所等で製作した作品やあるいは役務の調達を積極的に図っていきましようという内容となっております。今後またそのような関連性で出てくるのかも知れません。他よろしいでしょうか。

ひとつだけ伺いたかったのですが、発達支援センターでおもちゃ図書室が遊びをとおして交流する場で、おもちゃ図書室のみの利用

も可能であるということで、これは障がいの有無に関わりなくそこを利用して結果的に交流をするといったようなことも目されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 例えば兄弟でいずれかが発達の遅れが見られるという場合に一緒に利用しても結構ですよというかたちで考えております。全部の健全児ということは、規模的な面も含めて対応できませんので、そういうかたちで利用していただくということを考えております。

議長： 現時点ではそこにいらっしゃった子どもたちが遊びをとおして交流するというのが主な目的という理解でよろしいでしょうか。他いかがでしょうか。それでは、今いただきました、越谷市における新たな取り組みについてのご意見やご期待等が寄せられましたので、それらを含めて効果的な事業として成果を出されますようお願いをしたいということでまとめさせていただきたいと思います。

それでは、私から皆様にご了解をいただいたうえで、委員さんからの資料2点、「青年期成人期の発達障がいを理解し支援を拡げるサポートブック」と3月30日さいたま市で開催の発達障がいについての講演の案内のチラシを皆様にお配りしたいということでお申し出いただいておりますけれども、よろしいでしょうか。

委員： 了承

議長： ではご異存なければ事務局から委員の皆様方に配布いただきたいと思います。その他で委員の皆様方から何かございますか。はい、お願いします。

委員： お礼を申し上げます。3月4日から13日、それから27日、精神保健福祉教室を開催していただきましてありがとうございます。来年度もよろしくお願いします。以上です。

議長： ありがとうございます。

委員： 計画の関係は次年度からアンケート等を含めて動くという事でしたが、会議の回数は市としてはどれくらい考えているのか、多分計画の関係だと4くらいは必要かというのが前回の反省を踏まえると思うのですが、それくらい予定されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長： はい、ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局： 来年度につきましては3回で予定しております。よろしくお願いいたします。

議長： それでは、私が議長として担当させていただく部分は以上とさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。それ

では事務局にお返ししたいと思います。

5. その他

司 会： 朝日会長ありがとうございました。それでは、次の次第の4、その他につきまして、事務局から説明をさせていただきたいと存じます。

事務局： 《連絡事項》

6. 閉会

司 会： それでは、星野副会長より閉会のごあいさつをいただきたいと存じます。

副会長： 皆様、お忙しい中、大変お疲れ様でした。私は今の法律の改正と
言うことを踏まえて鑑みますに、やはり変わるものと変わらないもの
があると思います。何かと言いますと、法律は確かに今回変わ
りました。しかし私たちが実際地域の中で、例えば今の虐待の方の問
題を含めて、リアルタイムに何ができるのか、そしてまたどう寄り
添うことができるのかということについて真摯に考えておかなけれ
ばいけないということは常に変わらないことですし、前年度の計画
等でもいろいろな課題があったと思います。そういったことにつ
いては市としてもきちんと総括をしていただき、また私たちもこれか
らそういった計画を策定していくということについて、本当に地域
の中でサービスを必要とされておられる方々に少しでも何かを届け
るという使命がございます。そういった意味で私たちの次年度以降
の役割と言うものも非常に責任が重いのかと思っております。これ
は制度が変わろうと変わるまいと真摯にやっていかなければなら
ないことなのかと思っております。今日はどうもお疲れ様でした。

司 会： ありがとうございました。以上で平成24年度第2回越谷市障害者
施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては長時
間にわたりご審議いただき大変お疲れ様でした。来年度につきましては
もう少し早めに第1回目の会議を開催したいと考えておりますの
でよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以上